

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2026年3月
(第2回訂正分)

ジェイファーマ株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2026年3月13日に関東財務局長に提出し、2026年3月14日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2026年2月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2026年3月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集3,240,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し（オーバーアロットメントによる売出し）486,000株の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2026年3月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。なお、上記募集については、2026年3月13日に、日本国内において販売される株数が2,283,200株、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）の海外投資家に対して販売される株数が956,800株と決定されております。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄内の数値の訂正>

「発行数（株）」の欄：「3,240,000（注）2.」を「2,283,200（注）2.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 2026年2月19日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行（以下「本募集」という。）の発行株式の3,240,000株のうちの一部が、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売の対象となる株数を「海外販売株数」という。）されます。

上記発行数は、本募集による日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数（以下「国内販売株数」という。）であり、本募集における海外販売株数は956,800株であります。

本募集における海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3. 当社は、株式会社SBI証券に対し、上記引受株式数のうち一部を、当社が指定する販売先（親引け先）に売り付けることを要請しております。株式会社SBI証券に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 親引け先への販売について」をご参照下さい。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	目的
UntroD野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合 東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	<u>当社普通株式227,200株</u>	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。
NBI-SBISGC1号投資事業有限責任組合 東京都港区愛宕二丁目5番1号	<u>当社普通株式113,600株</u>	当社の企業価値向上に資することを目的とするため。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

2026年3月13日に決定された引受価額(809.60円)にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格880円)で本募集を行います。引受人は払込期までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行数(株)」の欄:「3,240,000」を「2,283,200」に訂正

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額(円)」の欄:「2,313,360,000」を「1,630,204,800」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「1,296,648,000」を「924,239,360」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行数(株)」の欄:「3,240,000」を「2,283,200」に訂正

「計(総発行株式)」の「発行価額の総額(円)」の欄:「2,313,360,000」を「1,630,204,800」に訂正

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「1,296,648,000」を「924,239,360」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

5. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

6. 本募集にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 6. の全文削除及び7. 8. の番号変更

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1.」を「880」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1.」を「809.60」に訂正
「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）3.」を「404.80」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）4.」を「1株につき880」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。
発行価格の決定に当たりましては、仮条件（840円～900円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。
当該ブックビルディングの状況につきましては、
①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
上記ブックビルディングの結果、十分な需要はあったものの、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株式に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、880円と決定いたしました。
なお、引受価額は809.60円と決定いたしました。
2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（880円）と会社法上の払込金額（714円）及び2026年3月13日に決定された引受価額（809.60円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は404.80円（増加する資本準備金の額の総額924,239,360円）と決定いたしました。
4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき809.60円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
（注）8. の全文削除

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2026年3月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき809.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき70.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記各引受人の引受株式数には、海外販売株数が含まれます。
2. 上記引受人と2026年3月13日に元引受契約を締結いたしました。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。また、当該委託販売分とは別に引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「2,593,296,000」を「1,848,478,720」に訂正

「発行諸費用の概算額（円）」の欄：「30,000,000」を「21,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「2,563,296,000」を「1,827,478,720」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。
2. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売株数に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

(2) 【手取金の使途】

当社は、「SLCトランスポーター（「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」（注記）※1）創薬の新たな可能性を追求し、グローバルベンチャーとして世界中の人々が抱えるアンメット・メディカル・ニーズに応える革新的新薬の開発を通じ、人々が健康を維持し、希望を持ち続けることに貢献します」を企業理念として掲げております。この理念のもと、当社は革新的な医薬品の創出に取り組むとともに、開発化合物の価値をグローバル開発によって最大化し、その成果をグローバルライセンス契約へとつなげることで収益化を目指しております。

当社は現在、SLCトランスポーターの中でも、当社創業者が発見したLAT1（L型アミノ酸トランスポーター1）に注力しております。LAT1は、がんや自己免疫疾患など、既存治療では十分な対応が困難な疾患領域において重要な役割を果たすことが示唆されており、当社はこれらの疾患の患者様のアンメット・メディカル・ニーズに応えるLAT1阻害剤の開発を進めております。

上記の手取概算額1,827百万円に、海外販売の手取概算額765百万円を合わせ、LAT1阻害剤の開発に必要な研究開発費や販売費および一般管理費に充当してまいります。具体的には、主として現在進行中及び今年度以降に開始する3つの臨床試験（ナンブランラトの胆道がん2次療法グローバルフェーズ3（パート A）（2025年12月開始）、ナンブランラトの胆道がん1次療法医師主導試験（今年度以降開始予定）、JPH034の米国フェーズ1（2025年度第4四半期以降開始予定））に充当する予定であります。

当該臨床試験の実施に必要な研究開発費（CR0費用）として、2027年3月期に2,048百万円を充当する予定です。内訳については、ナンブランラトの胆道がん2次療法グローバルフェーズ3（パート A）に1,695百万円、ナンブランラトの胆道がん1次療法医師主導試験に97百万円、JPH034の米国フェーズ1に256百万円を予定しております。なお、当該費用は臨床試験の進捗に応じて支払われるため、進捗状況によっては2027年3月期の支払額が上記予定と異なる可能性があります。委託先については、臨床開発受託会社、薬事開発コンサルティング会社、臨床検査会社等、数社程度を予定しております。更には、2027年3月期に、臨床試験実施に伴い発生する研究開発費（研究開発給料手当）に170百万円、その他の研究開発費（非臨床試験、治験薬の安定性試験、創薬研究、特許の強化・延長プロジェクト、特許取得・維持費用、等）に98百万円、並びに販売費および一般管理費に276百万円を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「422,820,000」を「427,680,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「422,820,000」を「427,680,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。
（注）5. の全文削除及び6. の番号変更

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「880」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1. 」を「1株につき880」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、ブックビルディング方式による募集の発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2026年3月13日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息を付しません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主であるJICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合及びEight Roads Ventures Japan II L.P.（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、486,000株について貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、2026年4月17日行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から2026年4月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

（省略）

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2026年9月20日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本募集の発行株式のうちの一部が、株式会社SBI証券の関係会社等を通じて、海外販売されます。以下は、かかる海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(2) 海外販売の発行数(海外販売株数)

956,800株

(注) 上記発行数は、海外販売株数であり、本募集の需要状況等を勘案した結果、2026年3月13日に決定されました。

(3) 海外販売の発行価格(募集価格)

1株につき880円

(注) 1. 2. の全文削除

(4) 海外販売の発行価額(会社法上の払込金額)

1株につき714円

(注) 前記「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2026年3月13日に決定された発行価格(880円)、引受価額(809.60円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(5) 海外販売の資本組入額

1株につき404.80円

(注) の全文削除

(6) 海外販売の発行価額の総額

683,155,200円

(7) 海外販売の資本組入額の総額

387,312,640円

(注) 海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

① 手取金の総額

払込金額の総額	<u>774,625,280円</u>
発行諸費用の概算額	<u>9,000,000円</u>
差引手取概算額	<u>765,625,280円</u>

6. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

<欄内の記載の訂正>

「Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、238,000株を上限として、2026年3月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 227,200株」に訂正

「NBI-SBISGC1号投資事業有限責任組合」の「d. 親引けしようとする株式の数」の欄：

「未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、119,000株を上限として、2026年3月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）」を「当社普通株式 113,600株」に訂正

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2026年3月13日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格(880円)と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

< 欄内の数値の訂正 >

「Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合」の「本募集後の所有株式数（株）」の欄：「838,000」を「827,200」に訂正

「Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合」の「本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：「4.41」を「4.35」に訂正

「計」の「本募集後の所有株式数（株）」の欄：

「9,439,325（150,000）」を「9,428,525（150,000）」に訂正

「計」の「本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）」の欄：

「49.65（0.79）」を「49.59（0.79）」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

2. 本募集後の所有株式数並びに本募集後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2026年2月19日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、本募集及び親引けを勘案した株式数及び割合になります。